

平成15年度第2回環境審議会議事録

1. 開催日時 平成15年7月17日(木) 午前10時00分～午前11時30分

2. 開催場所 浦安市役所 議会棟第2会議室

3. 出席者

(委員)

内海照枝委員、岡部正明委員、久保博海委員、伊豆富子委員、柳憲一郎委員、上野菊良委員、畑中範子委員、加藤里行委員、古市孝委員、熊倉敬三委員、安部賢一委員

(欠席 木邨定男委員、平山博章委員、望月賢二委員、渡辺英夫委員)

(事務局)

環境部長村瀬滋生、環境部次長中村和明、環境保全課長押尾照明、環境保全課環境推進係長石田和明、環境推進係長島忠・安倍麗子

4. 内容

(1) 浦安市環境基本条例について

(2) その他

5. 議事の概要

(1) 事務局資料説明

浦安市環境基本条例について、浦安市環境基本条例の論点について、浦安市環境基本計画策定のための市民懇話会よりの環境基本条例骨子案に対する意見、浦安市環境基本条例の骨子(案)についての意見、環境基本条例への意見一覧について事務局から説明を行った。

(2) 浦安市環境基本条例について

(3) その他

今回の会議の開催は、第2回平成15年7月17日、第3回平成15年7月31日であると事務局から説明を行った。

6. 会議経過

浦安市環境基本条例について事務局より説明(資料1)

前文

本市の環境に関する認識やこの条例の精神的基調や目指すべき方向に対する決意を定め、次の事項を明記することが考えられる。

浦安は、漁業を中心に栄えてきたこと。

本州製紙江戸川工場による悪水放流事件を契機とし、わが国において最初の水質保全の法律が制定されていること。

今日、人々の生活が、環境問題を発生させ、さらには人類の存在基

盤である地球自体の環境を脅かすに至っていること。

良好な環境を享受するとともに、その環境を将来に引き継ぐ責務を有していること。

環境への負荷が少ない持続的発展が可能な循環型社会を協働して形成することが求められていること。

環境の保全及び創造を推進することを決意する。

1. 目的

この基本条例の目的を明らかにするものである。環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び市内に滞在し、又は市内を通過するすべての人々の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することという条例の目的を明らかにしている。

2. 定義

基本条例において主に定義すべきものを定めている。とくに環境の保全、環境の創造については内部的にも議論をしているところである。現在の段階で考えられている定義としては、環境の保全は、公害その他の自然環境及び生活環境に係る支障の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の維持及び向上を行うこととしている。また、環境の創造は、良好な自然環境が回復する条件の創出及び良好な生活環境等の創出をいうと定義している。このあと委員の方々にも議論をしていただきたいと考えている。環境への負荷、地球環境の保全、公害の定義については、基本的には環境基本法に定める定義とかわらない。

3. 基本理念

環境の保全及び創造を推進するための基本理念を定めている。

- 1 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保するとともに、これが将来の世代に継承されるように適切に行うこと。
- 2 環境の保全及び創造は、すべての者が、それぞれの立場に応じた役割分担のもとに、環境への負荷をできる限り低減し、持続的な発展が可能な循環型社会を構築することを目指して行うこと。
- 3 環境の保全及び創造は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識し、人と自然とが共生していくことを旨とし、海と川に接した特性を生かして自然と文化の調和のとれた快適な環境を実現していくように行うこと。
- 4 環境の保全及び創造は、地域における日常生活や事業活動が地球全体の環境と深く関わっていることを認識して、地球環境の保全に資するように行うこと。
- 5 環境の保全及び創造は、すべての者が、それぞれの責務を自覚し、協

働して行うこと。

というこの5つの基本理念を定める。

4．市の責務

市の責務を定める。

- 1 市は、基本理念にのっとり環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有すること。具体的には、環境基本計画の策定が考えられる。
- 2 市は、自らの事務事業の執行に伴う環境への負荷の低減に率先して努めること。現在考えられるのは、市が認証しましたISO14001や地球温暖化対策実行計画といったものである。
- 3 市は、環境の保全及び創造のために広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その施策の推進に努めること。

と3つの責務を定める。

5．事業者の責務

事業者の事業活動等に伴う責務を定める。

- 1 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有すること。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めること。リサイクル等と考えてもらえばよい。
- 3 事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務を有すること。

と事業者についても3つの責務を定める。

6．市民の責務

市民の生活等に伴う責務を定める。

- 1 環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めること。
- 2 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有すること。

と市民についても責務を定める。

7．滞在者等の責務

滞在者とせず通過者も含むということで滞在者等としている。滞在者等は、基本理念にのっとり、その滞在又は通過に伴う環境への負荷の低減に

自ら努める責務を有するとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めることと定めている。

8．施策の基本方針

環境の保全及び創造に関する施策の基本方針を定める。市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行うこと。

大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護及び生活環境の保全並びに自然環境の保全を図ること。

人と自然との豊かな触れ合いが保たれる環境を実現するため、生物の多様性の確保を図るとともに、水辺地、緑地等における多様な自然環境を保持すること。

うるおいとやすらぎのある都市空間の形成、人にやさしい施設の整備、歴史的文化的資源の保全及び活用等により、快適な生活環境を保全及び創造すること。

資源の循環的利用、エネルギーの効率的利用、廃棄物の減量等を推進し、環境への負荷の低減を図ること。

地球温暖化の防止、オゾン層の保護等により地球環境を保全すること。

と5つの方針を掲げている。

9．施策の策定等に当たっての措置

市の全ての施策に環境及び創造を尊重することなどを定める。市は、すべての施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造を十分に尊重して、環境への負荷の低減その他必要な措置を講ずるよう努めることと定める。

10．環境基本計画の策定

環境施策を総合的かつ計画的に進めるため、環境基本企画を策定することを定める。環境基本計画は、次に掲げる事項について定める。

環境の保全及び創造に関する総合的な施策の大綱

前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者及びこれらの者の組織する団体（以下「市民等」という。）の意見を反映することができるように必要な措置を講ずること。また、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、浦安市環境審議会の意見を聴くこと。環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表すること。を定めている。さらに、変更についても前項について準用することとしている。

11.年次報告

さきほどのお話にあった公表ということもあるので環境基本計画の実施

状況等を報告することを定める。

12. 環境基本計画との整合

環境基本計画と市のすべての施策との整合を図ることを定める。

13. 環境影響評価の推進

事業者が事業を行うにあたって環境への影響を評価することに努めることを定める。

14. 環境の保全上の支障を防止するための規制

公害の防止等のために必要な規制を行うことを定める。現在、公害防止条例があるが、現状にあわせて環境保全条例を制定していきたい。

15. 環境保全協定

事業者等と環境の保全に関する協定の締結することに努めることを定める。

16. 経済的措置

市民等の環境の保全及び創造に資する活動を促進するための経済的措置などを定める。第2項においての適正な経済的負担では、今後ごみの有料化なども問題になってくる。

17. 施設の整備等

公害の防止等のための施設整備等を講ずることを定める。

18. 資源の循環的な利用の促進等

環境への負荷の低減等を図るための必要な措置を講ずることを定める。

19. 環境に関する教育及び学習の振興等

環境の保全及び創造に関する教育等について定める。市は、市民等が自発的に行う緑化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずることを規定している。

20. 市民等の自発的な活動を促進するための措置

市民等が行う活動を促進するような措置を講ずることを定める。

21. 情報の提供

市民等に必要な情報の提供に努めることを定める。

22. 市民等の意見を反映

今後、環境の保全及び創造に関する施策を策定するにあたっては、市民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることを定める。

23. 調査の実施

環境の保全及び創造に関する施策の策定のために調査を行うことを定める。

24. 監視等の体制の整備

施策の適正な実施等のために必要な監視、測定等を実施するための体制の整備に努めることを定める。

25. 推進体制の整備

施策の推進のための体制整備に努めることを定める。

26. 地球環境の保全に関する施策

地球環境の保全に関することを定める。

27. 浦安市環境審議会の設置

環境審議会に関することを基本条例の中で定め、環境審議会条例は廃止する。

28. 所掌事務

審議会の所掌事務について定める。環境基本計画に関する事項、環境の保全及び創造に関する基本事項及び重要事項について定める。

29. 組織

第1項では審議会委員は15人以内であることを定めている。第2項では市民、事業者、学識経験者のなかから市長が委嘱することを規定している。任期は第3項で2年としている。

30. 施行期日

この基本条例の施行期日を定める。平成16年4月1日から施行したいと考えている。

31. 浦安市環境審議会条例の廃止

さきほども申し上げたが、浦安市環境審議会条例は廃止する。

浦安市環境基本条例の論点について事務局より説明（資料2）

1. 「前文」について

浦安市環境基本条例には、前文を置くことを考えているが、主にその条例の精神的基調や理念を掲げ、目指すべき方向に対する決意を述べるものである。

前文については、現在内部で検討中であるが、今後環境審議会に示し、議論いただきたい。

2. 「環境の保全及び創造」について

・市民懇話会や市民の方からご意見をいただき、内部的に議論をした上で骨子案では「環境の保全及び創造」としている。しかし、「創造」については様々なご意見があるので、改めて審議会の委員の方々に議論していただきたい。国や千葉県においては、環境施策の範囲を「環境の保全」としている。

・国の環境基本法の条文では、「環境の保全」を明確に定義していない。このようなことから、本市の環境基本条例での環境施策の範囲を「環境の保全及び創造」とするか「環境の保全」するのかを明確にしたい。

・国の「環境の保全」の考え方は、国の中央公害審議会・自然環境保全審議会からの「環境基本法制にあり方について（答申）」において、環境基本法制が対象とすべき環境の範囲については、今日の内外の環境問題の国民的認識を基礎とし社会的ニーズに配慮しつつ、施策の対象として取り上げるべきものとするのが適当である。そもそも、環境は包括的な概念であって、また、環境施策の範囲は、その時代の社会的ニーズ、

国民的認識の変化に伴い変遷していくものである。したがって環境基本法制の立法にあたっては、その下でこれらの社会的ニーズ、国民的認識の変化に的確に対応し、健康で文化的な生活に不可欠な環境の保全のために必要な施策が講じられるようにすべきであることとしている。環境基本法の逐条解説では、環境基本法制定の時点における「環境の保全」の考え方を整理すれば、それは、大気・水・土壌等の環境の自然的構成要素及びそれらにより構成されるシステムに着目し、その保護及び整備を図ることによって、これを人にとって良好な状態に保持することを中心的な内容とするものであるということができるとしている。

・「環境の保全及び創造」と「環境の保全」の考え方について、次のように整理した。

環境の保全及び創造	環境の保全
創造という言葉は、夢があり、積極的に取り組むというイメージがある。環境の保全のみでは、現状を保つイメージと感ずる。	創造の名のもとに環境の悪化をまねくことを感ずる。 創造の内容があいまいであるなら使わないほうがよい。
創造は、 <u>良好な自然環境が回復する条件の創出</u> を行うことで、従来の「環境の保全」のイメージを超えた部分を含んでいる。また、 <u>良好な生活環境等の創出</u> をすることで、都市・生活環境の快適性（アメニティー）の創出などを行うこと。	環境の保全とは、人にとって良好な環境を人の関与によって、保持・向上させていくことであるため、創造（ <u>良好な自然環境が回復する条件</u> ）の概念も含まれている。 環境の保全の中に都市・生活環境の創出も含まれる。
人の手によって、新たに自然環境を創り出すことではない。 天地創造を意図しているものではなく、どちらもその意味ではない。	
何が、何処までが保全でどこからが創造なのか明確な定義、切り分けがしにくい。	

3. 環境の保全及び創造での「創造」の定義の解説

・国の環境基本法や県・他市の環境基本条例では、ほとんど、「環境の保全」「環境の創造」の語句定義をしていない。

これは、環境は包括的な概念であって、また、環境施策の範囲は、その時代の社会的ニーズ、国民的認識の変化に伴い変遷していくものである。国の答申を受けて定義しにくいと思われる。

・現状での語句定義では、

良好な自然環境が回復する条件の創出

自然環境を創り出すことは、人間にはできない。しかし、新たに良好な自然環境を長期的な視点（長い時間軸）で回復していくことを目指して、必要な条件を人為的に創り出していくことをいう。これについては、しっかりとしたモニタリングを行わないと結果的に破壊につながることもあることは考慮する必要がある。

良好な生活環境等の創出

生活環境の創造は、うるおいとやすらぎのある都市空間の形成、人にやさしい施設の整備、歴史的文化的資源等の活用などにより快適

(アメニティー)な都市・生活空間を人為的に新たに創り出していくことをいう。

・「環境の保全及び創造」の語句定義をした場合、以下のような語句定義が考えられる。

<p>-1 保全・創造を別に定義する。</p>	<p>環境の保全 公害その他の自然環境及び生活環境に係る支障の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の維持及び向上を行うことをいう。</p> <p>環境の創造 <u>良好な自然環境が回復する条件の創出及び良好な生活環境等の創出</u>をいう。</p>
<p>-2 保全・創造を別に定義するが、創造は生活環境に限定する。</p>	<p>環境の保全 公害その他の自然環境及び生活環境に係る支障の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の維持及び向上を行うことをいう。</p> <p>環境の創造 <u>良好な生活環境等の創出</u>をいう。</p>

・「環境の保全」とした場合、以下のような語句定義が考えられる。

<p>-1 保全の定義の向上に創造の概念が含まれている。</p>	<p>環境の保全 公害その他の自然環境及び生活環境に係る支障の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の維持及び向上を行うことをいう。</p>
<p>-2 保全の定義の向上に創造の概念が含まれている。</p>	<p>環境の保全 公害その他の自然環境及び生活環境に係る支障の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の維持及び向上(<u>自然環境が回復する条件の創出及び良好な生活環境等の創出を含む</u>)を行うことをいう。</p>
<p>-3 保全の定義の向上は生活環境に限定する。</p>	<p>環境の保全 公害その他の自然環境及び生活環境に係る支障の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の維持及び向上(<u>良好な生活環境等の創出を含む</u>)を行うことをいう。</p>

・「環境の保全及び創造」「環境の保全」どちらとしても語句定義しない。

<p>定義しない。</p>	<p>「環境の保全及び創造」「環境の保全」どちらとしても語句定義しない。別に逐条解説等で決めていく。</p>
---------------	--

・千葉県内の環境基本条例の状況

(1) 環境の保全及び創造

千葉・市川・成田・佐倉・柏・流山・鴨川・富里

(2) 環境の保全

銚子・船橋・野田・佐原・八日市場・旭・習志野・勝浦・八千代・我孫子・袖ヶ浦・八街・印西・白井

(3) その他

東金(環境の保全及び向上)・市原(良好な環境の保全及び創造)

鎌ヶ谷(良好な環境の確保)・四街道(環境の保全、回復及び創造)

4．基本理念について

「3.環境の保全及び創造は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識し、人と自然とが共生していくことを旨とし、海と川に接した特性を生かして自然と文化の調和のとれた快適な環境を実現していくように行うこと。」としている。

本市の自然的・社会的特性 海と川に接した特性とした。

- ・基本条例で、浦安市の独自性を示していくために、代表的な例として「海と川に接した特性」と表現している。
- ・自然環境に関する特性を「海と川に接した特性」と限定していいのか。

浦安市環境基本計画策定のための市民懇話会よりの環境基本条例骨子案に対する意見を事務局より説明（資料3）

市民懇話会の環境基本条例に関しての意見を資料3にまとめた。さきほどの環境の保全及び創造についての考え方については、市民懇話会の意見が反映されている。

浦安市環境基本条例の骨子（案）についての意見について事務局より説明（資料4）

環境審議会委員の久保氏より骨子（案）について意見をいただいた。

環境基本条例への意見一覧について事務局より説明（資料5）

平成15年5月15日に発行された政策特集号広報うらやすで募集した意見をまとめた。

浦安市環境基本条例の論点について各委員から意見・質問が出された。

1. 「前文」について

- ・環境の保全について決意を表明したいとする市は前文を置く。置かない場合が多いが、市の特性を明らかにしたい場合に置く。
- ・浦安市は大半が埋立地であり、自然を壊して造られた市であることを入れるべきである。
- ・本州製紙江戸川工場による悪水放流事件があり水質2法ができた。日本の水質保全には大きな貢献してきた。その後、漁業から産業に変遷していき、埋立てされ本市の大部分を形成している。そういった経緯を前文に入れるべきという意見である。
- ・埋立てが環境を破壊したという埋立てを否定する内容を前文に入れるべきではないのではないか。本州製紙の事件と埋立ては違うものである。書き方を慎重にしないと、埋立てそのものが悪になってしまう。浦安市は埋立てをして面積が4倍になり、人口も14万になって発展している。埋立てが環境を破壊したということでは、浦安に住んでいるわたしたちが掘って

たつところがなくなってしまう。

- ・責任問題というわけではない。漁業を中心に栄えてきた。それから、本州製紙事件を契機に浦安市が変わってきた。そういった経緯を前文に入れるのであれば、ここは埋め立てられた土地であることを明記すべきである。
- ・埋立てそのものを記述することに反対ではない。環境を破壊したといったことは言いすぎである。
- ・埋め立てられた土地にわたしたちが住んでいることが書かれていないことが問題である。
- ・埋立てをしたという事実を明記することには賛成である。そこからいろいろなものが出発する気がする。

事務局 前文は市の環境に関する認識やこの条文の精神的基調や目指すべき方向に対する意を定めるとしている。それだけではなく、他市でも市の社会的特性を入れているところもある。全体の文書量とのバランスがあるが、主旨を生かす方向で検討していきたい。

- ・公害事件自体を前文に入れるのはいいと思うが、本州製紙江戸川工場という民間企業の名を条例に入れてもいいものなのか。

事務局 内部で検討する。

- ・特定の企業について批難しているわけではなく、歴史的事実について記述しているので名誉毀損にあたるわけではない。江戸川工場も現在は無い。そういった事実があったということは環境関係の図書などにはすべて記載されている。再度、事務局で検討してもらった後にご意見をいただきたい。
- ・未来的な要素として「水と緑に囲まれた快適環境都市」などを入れると特徴が出るのではないか。

2. 目的

- ・埋立地であるためもともとある自然環境はない。創造していくものが本市の場合は多いため、「創造」という言葉は重要である。
- ・浦安市の自然環境とはなにかと聞かれた場合に、環境審議会や行政の立場でどのように答えていいのかわからない。自然環境の定義が必要なのではないか。
- ・自然環境保全法があり、一般論として自然環境とは山岳など原生自然があたる。浦安市には生活環境はあるが自然環境はない。川や海など自然の構成要素はある。渚線を造るとか森を造るなど自然環境を創出する方法が考えられるが、これらは都市においては生活環境である。生活環境の新たな創出・保全で十分ではないかというご意見である。
- ・保全の中に生活環境の維持・向上が入っているので、定義で明確にすればよい。創造はイメージしにくいので使わなくてもいいのではないか。自然環境の創出というと、市民はビオトープを造るとか海岸線を造るといったことをイメージしてしまう。
- ・渚線を創造するといっても海岸法で港湾管理者が担当であるとされてい

る。東京湾については国土交通省がもっている。浦安市としては創出といってもなにをするのかといったことが問題となる。

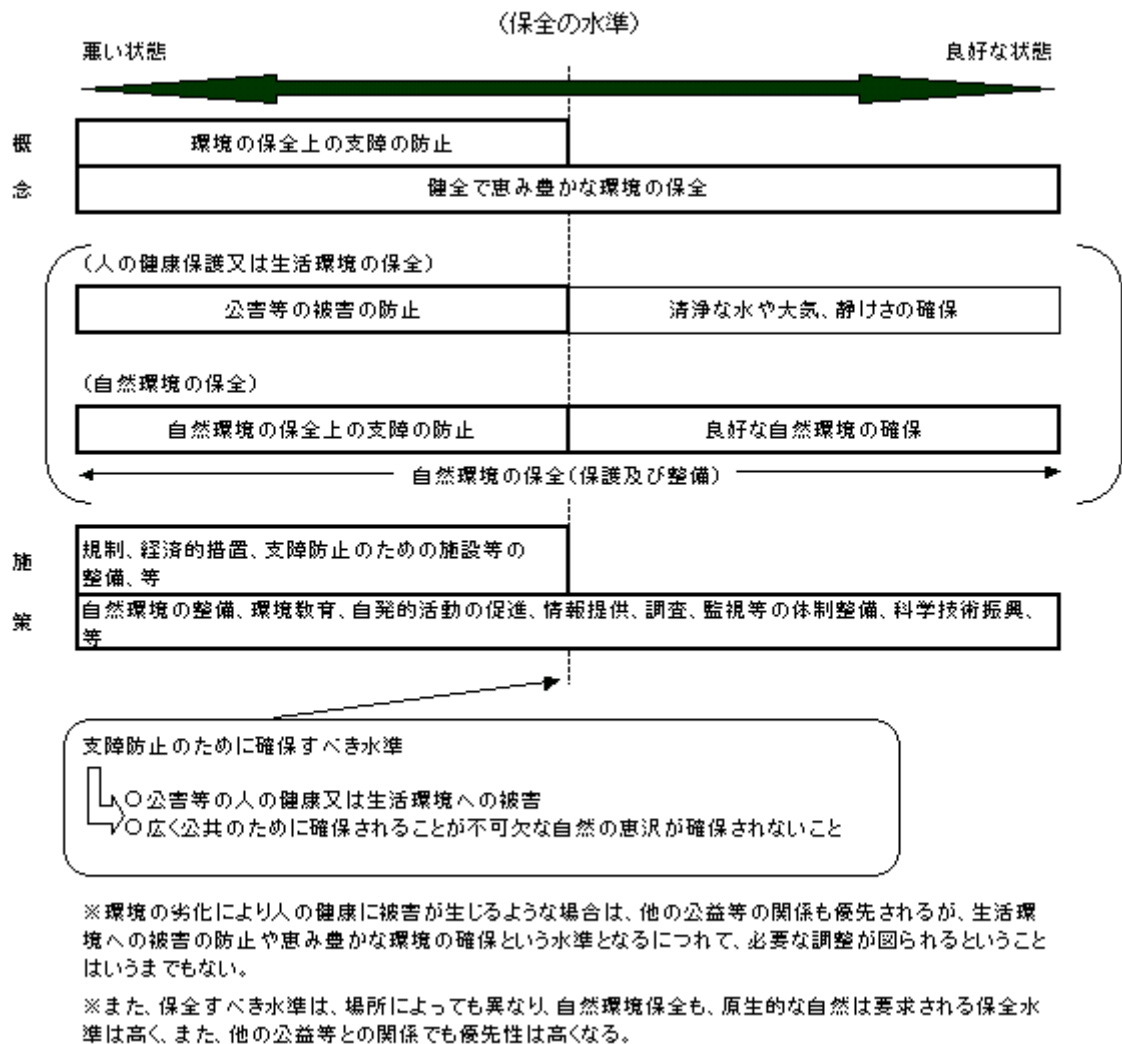
- ・都市において自然環境の創出というビオトープ的なものになっていく。生活空間のうるおいとして創っていくべきである。農地もない浦安市では、自然環境を創出していくことは必要であり、市民の責務でもある。創出・創造という言葉は大事にしていきたい。
- ・自分の考えていた自然環境は生活環境であったということを教わった。何の知識もない一般市民からすると、まわりの草木が自然環境にあたる。ほとんどの市民が埋立地に住んでいることを認識している。自分たちがいかに埋立地を自然環境を増やしていったら良い生活環境にしていくかといった意識があるので、「創造」という言葉は入れていただきたい。
- ・「環境の保全」の定義の維持・向上に創造が含まれるのは考えにくい。緑をなくして家を造っていくといった考え方が多くなってきている。子供たちにとっての自然をわたしたちが創っていかなければならない。創造を保全とは別のものとして考えていくべきである。
- ・都市の中にある緑は環境省は一切タッチしない。都市という名がつくものはすべて国土交通省である。都市公園はすべて環境省の所管からはずれている。つまり、環境省が所管している環境の範囲のなかには都市の公園が入っていない。都市にどのように快適な空間を形成するかは国土交通省の所管である。そういった議論をすると環境部局の所管からはずれて形成部局の所管になる。生活環境の中に緑を増やすために基本条例に創出を入れたとしても、環境部局が何をするのかといっても所管からはずれて何もできない。何ができるのかといったことを前提に議論していかなければ混乱してしまう。
- ・保全の中に維持・向上を含んでいるので、保全をしっかりと定義すればよいのではないか。無理に手を入れて自然環境を創りあげるのではなく、維持・向上ではないのか。

事務局 国のように担当の省が分かれていて、それぞれ所管が違うということではないので、環境の観点で先ほど皆さんにお話ししていただいたようなことは現実的には環境部局でも議論できる。

ここで保全と保護について補足させていただく。保全(conservation)とは人の関与があること、保護(preservation)とは人が手を入れないことで守り維持されることを意味する。そういう意味では、環境の保全というのは環境を維持することだけではなく、より良い状態にすることも含まれている。

また、資料2の国の保全の水準についても説明させていただく。「環境の保全上の支障の防止」とは悪い状態を普通の状態にすることである。環境の保全は、良好な状態も併せもった用語の定義がされている。「自然環境の保全(保護及び整備)」とは、整備して良好な環境を向上させることも含まれる。しかし、先ほども論議していただいたように、自治体によって

は保全だけではなく創造ということが入ってくることも少なからずある。



- ・他の自治体が創造という言葉を入れた時代背景がある。ゴルフ場やスキー場のようなリゾート空間を新たに造るといったリゾート法ができたことにより、従来の農地や山林などを転用することが必要な市町村は創造を入れざるをえなかった。創造という言葉を入れた市町村がその結果どうなったかは皆さんがご存じのとおりである。創造ということで夢だけを追って環境の保全はできない。非常に注意深く条例の中では用語を規定しておかないと、運用する側がそうでない意図で使ってしまいうことも考えられる。
- ・「環境の保全及び創造」、「環境の保全」としたいとする意見がある。「環境の保全」としたいとする意見の中でも、定義の中に創造の要素を含めたらよいという意見と創出を生活環境に限定するという考え方がある。簡単に挙手していただく。「環境の保全及び創造」は4人、「環境の保全」は6人で「創造」という言葉は抜かした方がよいという意見がやや多いようである。
- ・「環境の保全」ということを理解することが大切である。自然保護といっ

た場合は、守るだけで人が手を入れてはいけない。保全というと人が手を加える半自然の状態である。都市の周辺の自然は全て半自然の状態である。利用のための自然が保全につながっている考え方である。保全という概念を正確に理解すると人々が身近なものとして感じて利用、活用していくというようなものとして、守るものは守って利用するものは利用するということである。創造も保全の中で考えればよいということになる。

3．基本理念について

- ・滞在者に対して責務を課すことは他市町村には見られない。多くの人が浦安市に来るということはいろいろな影響を環境に与える。それも浦安の特性なので、海と川だけではない。一般的には、自然的・社会的特性としている。海や川などは具体的な施策の中に入れていけばよい。地理的な特性のみを挙げてはいるがここだけ限定するべきなのか。
- ・湾岸道路を車で通過する者に対しても責務を負わせるのか、またディズニーの駐車場の問題もあるけれども将来的に課金を負わせるのかということも考えているのか。
- ・自然的な特性というのは具体的に記述した方がよいということなのではないか。どこの市町村も名前だけ変えればどこも同じである。条例を読んで浦安だとわかるようにしたいという意見もあったのだろう。具体的な施策の中で実現することが重要である。抽象的な文言にし限定しなければあとでいろいろな要素を入れこみやすい。
- ・限定をしてしない方がよい。特色をだすということで「海と川に接した自然的・社会的特性」という折衷的な表現をいれてもいいのではないか。
- ・浦安市の基本理念であり、浦安らしさは、海と川に囲まれたところにある。「海と川に接した特性」としたほうが、浦安の条例であることがわかってよい。

4．その他

- ・第7条 滞在者等の責務を読むと通過を含めてディズニーランドを連想してしまう。「通過及び滞在者等」とし、一般車両を含めた表現にしてほしい。

事務局　すでにポイ捨て条例があり、滞在者の責務が規定されている。必ずしもディズニーリゾートを指しているわけではなく、浦安を訪れた方に環境に配慮していただきたいということである。

- ・特定の事業者を指しているわけではなく、他の条例でも滞在者等としているので、条例上では統一を図るために「滞在又は通過」としたいとのことである。

今後の予定について事務局より説明

- ・第3回会議は7月31日（木）、第4回会議は8月11日（月）に開催する。

- ・会議の回数があまりないので、基本的には骨子案をベースに条例案をつくりたい。次回の会議までに他にご意見があればいただきたい。